

主任介護支援専門員の皆様へお知らせ

主任介護支援専門員は更新制の資格です

法令改正により、平成28年度から、主任介護支援専門員の資格は更新制（5年間）となり、更新するためには、その有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修（46時間）」を修了する必要があります。

《主任介護支援専門員更新研修（平成28年度～）の目的》
主任介護支援専門員資格の有効期間の更新時にあわせて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ること

▽主任介護支援専門員の有効期間

研修修了年度	有効期間
平成18年度～平成23年度まで（経過措置対象者）	～平成31年3月31日
平成24年度～平成26年度まで（経過措置対象者）	～令和2年3月31日
平成27年度以降	研修修了日から5年間

主任介護支援専門員の資格が失効しても、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合は、通常の介護支援専門員として業務を行うことができます。

主任介護支援専門員は有効期間を2つ有しています

主任介護支援専門員の資格が更新制となったことにより、主任介護支援専門員は、通常の介護支援専門員証の有効期間と、主任介護支援専門員の有効期間の2つを管理する必要があります。

※ 主任介護支援専門員更新研修修了者は、介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。
（主任介護支援専門員更新研修の修了をもって介護支援専門員証の有効期間の更新が可能です。）

主任介護支援専門員更新研修修了者は、有効期間を1つにまとめることができます

平成29年5月に示された厚生労働省による取扱変更（H29.5.18から適用）により、主任介護支援専門員更新研修を修了した者については、今後、選択により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員の有効期間に置き換えることが可能となりました。

	【H28年度の取扱い】	【H29年度以降の取扱い】
主任介護支援専門員の有効期間への置き換えについて	置き換えない （有効期間を2つ管理する）	<ul style="list-style-type: none"> 置き換える（有効期間1つで管理）又は 置き換えない（これまでどおり2つ管理） について、各自選択
初回の主任更新研修修了後の有効期間について	初回の主任更新研修修了日から5年後の日の属する年度の年度末まで	初回の主任更新研修修了日から5年
主任更新研修の修了日について	講義・演習の最終日	（講義・演習後の修了評価にかかる一定の期間を考慮し、）毎年度8月1日

※ 有効期間を置き換えるかどうかについては、主任介護支援専門員更新研修を修了した皆さんが選択することとなりますので、介護支援専門員証の有効期間更新交付申請時に「有効期間置き換えに関する申出書」（別添様式）を提出してください。

（置き換えて交付した後は元に戻すことができませんので、別紙を参照し、置き換えることによる影響等を確認の上、選択してください。）